

## 廟所の近況報告

この数年来、廟所墓地のある山崎地区で区画整理が進んでいます。本徳寺廟所の南側一帯に縦横に道路が敷設され周囲の環境が大きく変化してきました。廟所入口から西の部分は旧室津道が歩道としてリニューアルされました。今後、残った東の方への整備が順次行われることになっています。しかし、段差のある歩道をつけると墓石などの重量物の出し入れに支障をきたします。現在、整備組合や市役所道路課にお願いして検討をいただいております。

いずれにせよ十年先には、廟所墓地のアクセスが便利になり、お墓参りの難儀も幾分解消されることと思います。それに合わせ、本徳寺も近接の道路が整備されることもなつて、境内の下水を整備し、参詣者のトイレをくみ取り式から水洗式に改築する計画をたてております。

さて、前年度はいろいろな箇所の修理・改修工作进行了しました。中でも、上部の新規墓地は出来てから二十五年を超えますので中期的なメンテナンスが開始されました。擁壁は重方式で下部に膨大な厚さのコンクリートが埋まっております、その自重で持たせていますので倒れることはありません。しかし、長い年月のうちにはズレが発生して来ます。このズレは元通りすることは不可能ですが、ズレにより亀裂が入った箇所や階段の破損などをすべて調査し、年々改修して行く計画です。

次にに廟堂東の古い墓域の湧水処理工事が完了しました。この部分は谷間になっており、地下水が昔から集って地表に



廟所前のリニューアルされた歩道



湧水誘導の透水管の敷設工事

出てくる処でした。地下水系に直接手を加えることは出来ませんが、太い透水管をとおして、地表に水が湧き出ないようにする工事をしました。その結果、今のところ地表への流出はなくなっています。この付近にお墓をご使用されている方は今までの不便が解消されることと思います。

経常の管理では、日常時なゴミの搬出処理や、雑草の除去、樹木の剪定などの清掃事業が予算の範囲内で毎年行われています。しかし、年々ゴミが増加しています。墓地のゴミは産業廃棄物扱いなので年間を通して相当な経費が発生します。お供えの花やお供物はできるだけ、お持ち帰り頂きますようご協力お願いいたします。

廟所墓地は他の近代霊苑と異なり、三百年前に、龜山本徳寺の廟所として山の斜面に沿って開発されたものです。従って、山の豊富な樹木に包まれているのが特徴です。廟堂周辺の植木については、常時、業者が入って剪定を行っています。しかし、最も厄介な管理は大型樹木のメンテナンスです。特に経費のかかる墓地内の立ち枯れ樹木の撤去など緊急度の高いものは枝打ちなどの処理をして少しずつ撤去する方法で対応しています。

昨年から、廟堂の鐘樓の鐘木が新しくなり、朝と夕に梵音を自動的に打つようになりました。近縁に時を告げる鐘が鳴り響き、里山の源風景を思い出されるのでしょうか、付近の皆様さんから好感を頂いております。

最後に、手摺の寄進についてご報告いたします。皆光寺の門徒さんが、老齢のために高いところにあるお墓へのお参りが出来にくくなったのを機に、駐車場から老百八の階段の頂上までステンレス製の手摺を寄進されました。書面をかりてお礼申し上げる次第です。

廟所墓地管理部



朝夕に突く自動鐘木



老百八階段の手摺の設置



墓地内の枯れ木の伐採



擁壁亀裂部の修復工事（上）・工事完了（下）

## 廟所墓地管理部からの報告とお願い

### ◆二十二年度墓地公益管理費納入のご案内

墓地内公共地の維持・墓籍管理の費用は名古屋山等の公営墓地の場合、税金を投入出来ませんが、お寺の墓地はこの公益管理費が唯一の財源です。つきましては例年同様、同封の振込用紙にて、八月三十一日までに振り込み下さいませようお願い申し上げます。

### ◆住所を移転された場合は至急届けて下さい。

昨年度の納入率は92% (1626/1767) でした。未納者の大半は転居先不明です。転居される場合は必ず亀山本徳寺墓地管理部 (076-235-0242) に転居先をお知らせ下さい。そのまま放置され、管理料を5年間滞納されると、無縁墓のリストに入り永代使用の権利を失いますので、注意下さい。

### ◆名儀者が死亡された時は至急お知らせ下さい。

亡くなられた方が墓地の使用名義者である場合出来るだけ早く名義の書き換えをして下さい。無縁墓を出さない為にご協力下さい。継承の申請に基づいて新たに墓籍台帳を作成し、墓地使用許可証を発送します。この許可証は、墓地の使用権を証明する唯一のもです。大切に保管下さい。

### ◆墓地内の工事は必ず指定店に限られています。

墓石の工事をされる場合は、必ず指定石材店で施工して下さい。他の業者が指定店であるかのように見せかけて施工を請負い、発注者に大層迷惑がかかったケースがありますので、注意いたしたいと思います。墓石の拡張には別途永代使用料が必要ですので、承知おき下さい。

### ◆使用されているお墓に納骨される場合は必ず埋葬届けを提出して下さい。

近年、ご使用の墓地に納骨されるにあたり、廟所管理者の確認のないまま納骨されるケースが発生しております。埋葬の届けは、国の『埋葬に関する法律』で提出が決められています。所定の埋葬届に「記入頂き、必ず廟所管理者にお渡し下さい。管理部では埋葬記録

を五年間保管する義務があります。また埋葬記録がないと改葬許可の際に被埋葬者の確認が管理部では出来ないことになり、法制上の手続きが出来ないこととなります。従って、個人のお墓に納骨される時は、ご面倒でも埋葬届けを廟所管理者(箱本)に提出して下さい。用紙は廟所にあります。ご協力をお願い致します。

(様式第9号)	受付日 年 月 日 受付番号
本徳寺廟所墓地個人墓収骨埋葬届 個人墓収骨埋葬届記録簿	
墓地管理者様 『墓地、埋葬等に関する法律』並びに『墓地、埋葬等に関する法律施行規則』の規定に従い、『火葬許可証』、『埋葬許可証』、『改葬許可証』を所持の上、下記のとおり収骨埋葬届を提出いたします。	
埋葬日 年 月 日	許可証【火葬・埋葬・改葬】番号
埋葬地番	
埋葬許可者 氏名	被埋葬者との関係 (埋葬許可者から名づ)
住所	
電話	
被埋葬者 氏名	法名(宗教上の姓付)
住所	
死亡年月日 年 月 日	死亡年齢 才
所属寺院	宗派
墓地使用者 氏名	
住所	
電話	
個人墓の収骨埋葬届としては、『墓地、埋葬等に関する法律施行規則』(第8条の1)により管轄(管轄権)を有する自治体の長(市長)の承認を必要とし、かつ、(第14条の1)で市長の発行した『埋葬許可証』、『改葬許可証』または『火葬許可証』の提出が義務付けられております。従って収骨埋葬される場合は上記に定める自治体の長(市長)の承認を必要とし、『火葬許可証』(交付後ご提出下さい)を併せて墓地管理者に提出して下さい。	

右書面が埋葬届けです。廟所管理部または亀山本徳寺墓地管理部にあります。個人使用のお墓に納骨する際には必ず提出してください。

### ◆毎年お送りしている管理料請求書に記載されている墓籍内容記述を、ご覧いただき、墓地の使用名義と使用面積を、今一度ご確認ください。その上で墓地規則を、一読いただき、規則に則りようご協力下さい。

近年、世代替わりが激しく、今までに習慣化したお墓との関わりを知らない方が多くなりつつあります。お墓があることを知らないのは論外としても、墓地の手入れや蜂の巣などの撤去などを放棄してしまったり。無断で使用面積を拡張されたり、知らずに指定業者以外の石材店に工事を依頼したりする違法事件があります。

戦前までは、廟所墓地は歴史に培われた慣習法に則って、墓籍の管理、山の清掃、草刈り、通路の補修などが施され、運営

されていきました。しかし、戦後、そのような暗黙の取り決めが忘れられ、無縁墓の放置、第三者への墓地の無断譲与、無許可の墓石建立や拡張が見られ、山は荒れ放題となり、墓籍の管理が困難になった経緯があります。戦後まもなく、「埋葬に関する法律」が制定され、今から二十数年ほど前に、法に準拠するように当局から指導をいただきました。

そこで、墓地管理委員会と管理部を発足させると共に、墓地ご使用の皆様にお願ひして、使用者名と使用面積の確定をさせていただきます。将来の持続的な管理・運営のため墓地規則を作成し、規則遵守のご誓約をいただき今に至っております。今後とも、墓地規則を遵守されますようお願い申し上げます。

(本徳寺廟所墓地管理部)

## 本徳寺廟所墓地指定石材店

(株)石隆	今宿 1794	293-1483
(有)石屋大吉	広畑区才 853-1	239-3478
(株)大川石材	四郷町山脇 83	252-0345
柏崎石材店	飾磨区御幸 68	235-2087
木村石材店	飾磨区山崎 190-2	236-2257
伸陽造園石材(株)	飾磨区今在家 1066-10	234-5120
高野石材店	飾磨区妻鹿 788	245-1213
八田石材(株)	網干区大江島古川町 120	273-3538
播州石材(株)	大津区恵美酒町 2-81	237-0900
兵庫石材店	青山 3-13-5	266-7084
平野屋石材	今宿 1828-1	294-2988
松原石材	飾磨区須加 296-5	235-1583
毛利石材	白浜町乙 35-1	246-0276
森石材	博労町 74	292-2694
和田石材工芸	南条 1-39	281-6878
117プロ・墓石部	宮西町 3-15	224-0117